市野谷自治会規約

令和3年4月1日改定

市野谷自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、市野谷自治会(以下「本会」という。)と称し、主たる事務所を流山市おおたかの森西 2丁目6番地の13に置く。

(会員及び組織)

- 第2条 本会の会員は、市野谷、おおたかの森西1丁目の一部、西2丁目、南1丁目の一部、南2丁目、南3丁目に居住する世帯及び会長が認めた世帯とする。
 - 2本会の会員は、1世帯を単位とし、世帯主が代表する。
 - 3 本会に新規に加入するものは、会長に入会届を提出する。また、会員が本会を退会するときは、会長 に退会届を提出する。
 - 4本会の運営を円滑にするため、班構成をもって組織する。

(目的)

第3条 会員相互の健全な自主的組織を作り、信義と友愛により、本会の発展を図る。 また、会員相互の親睦を図り、安心安全で、明るく夢のある平和な郷土作りを推進する。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1本会の財産の共同管理に関すること。
 - 2 親睦、福祉、環境衛生、防災、防犯、交通安全に関すること。
 - 3年中行事に関すること。
 - 4 所轄官公署との行政連絡及び会員への各種伝達に関すること。
 - 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 役員

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - 1会 長 1名
 - 2 副会長 4 名
 - 3会 計 2名
 - 4委 員 2名
 - 5ブロック長 各ブロックごと1名
 - 6班 長 各班ごと1名
 - 7会計監查 2名
 - 8 相談役 数名

(各役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とするが、再任することができる。ただし、会長の再任は2期までとし、年齢の上限を75歳までとする。

また、ブロック長及び班長の任期は、原則1年とするが、班に規約がある場合は、それに従うものとする。

(役員の選出)

- 第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
 - 1役員(ブロック長を除く。)は、総会において会員の中から選出し、承認を受ける。
 - 2ブロック長は、各班長から互選する。
 - 3 班長は、各班内の会員の互選によるものとする。
 - 4会計監査は、他の役員を兼ねることはできない。
 - 5会長及び副会長は、班長を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第8条 役員の職務は、次のとおりとする。
 - 1会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、行政の連絡員となる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 3会計は、本会の会計事務を行う。
 - 4 委員は、本会の運営に必要とする業務を行う。
 - 5ブロック長は、本会のブロックを代表する。
 - 6 班長は、本会の班を代表する。
 - 7会計監査は、本会の会計事務について監査する。
 - 8 相談役は、本会の運営に意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議)

- 第9条 本会の会議は、次のとおりとする。
 - 1 総会
 - 2 三役会
 - 3 役員会
 - 4 拡大役員会
 - 5ブロック長会

(総会)

第10条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

(定例総会)

- 第11条 定例総会は、会員全員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。
 - 2定例総会は、毎年度4月に開催する。その招集は会長が行う。
 - 3 定例総会を開催するときは、会長は、開催日より少なくとも1週間前までに議題、その他、必要事項を会員に通知する。

- 4定例総会の議長は、当日の出席者の中から互選による選出する。ただし、役員以外のものとする。
- 5定例総会の議事は、出席者の過半数をもって成立する。この場合、委任状も出席とする。
- 6定例総会は、次の議案を審議する。
 - (1) 規約の制定、改廃
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 役員の改選
 - (5) その他、重要と認める事項

(臨時総会)

- 第12条 臨時総会は、次の場合、会長が招集し開催する。
 - 1会長が必要と認めるとき。
 - 2役員(班長を除く。)が必要と認めるとき。
 - 3ブロック長会が必要と認めるとき。
 - 4会員の半数以上が理由を明示し連署をもって請求したとき。

(その他会議)

第13条 本会を円滑に運営するために、次の会議を設ける。

1 三役会

会長、副会長及び会計(以下「三役」という。)をもって組織する。三役会は、規約第4条の事業運営につき、必要に応じて会長が招集し、議長になる。

2 役員会

会長、副会長、会計、委員、ブロック長をもって組織する。必要に応じて会長が招集し、議長になる。

3 拡大役員会

会長、副会長、会計、委員、ブロック長、班長をもって組織する。必要に応じて会長が招集し、議長になる。

4ブロック長会

ブロック長、班長をもって組織する。必要に応じてブロック長が招集し、議長になる。

この会議には、三役の同席を求めることができる。

第4章会計

(収入)

- 第14条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
 - 2 会費は、1 世帯につき月額 350 円 (会費 300 円、消防費 50 円) とする。また、本会に入会した月分から徴収する。
 - 3 会費の納入は、前期(4月から9月)、後期(10月から3月)に分け6か月分をまとめて会計に納入する。ただし、特別な場合は、一括して全納することができる。

なお、会員が年の中途で脱会するときは、会費の一部を返納することができる。

4 臨時支出のため、会員から会費以外の資金を求める場合は、定例総会または臨時総会の承認を必要とする。

(寄付の扱い)

第15条 本会に寄付行為があったときは、会計に繰り入れて処理する。

(財産の管理)

第16条 本会の現金及び財産は、預金その他定める方法により会計が管理する。

(予算の執行)

第17条 予算の執行は、予算執行伺書により決裁を得て行う。

100万円以下の支出については、自治会長の専決事項とする。なお、軽微なもので定例的に支出を伴うものは予算執行伺書の起票を省略することができる。

200万円以上を超える支出については、三役会の同意を得て支出する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、会計事務処理上、この会計年度にそぐわないときは、この会計年度に近い1年間をもって処理することができる。

第5章 雑則

(弔慰金の謹呈)

第19条本会の会員(世帯員を含む。)に再慰があったときは、弔慰金として1万円を謹呈する。また、会員は、葬儀告別式の受付を役員に頼むことができる。

2 その他、災害に対する見舞金を三役会の承認を得て支出することができる。

(表彰)

第20条 永年にわたり、本会発展のために尽力し、その功績が著しいと三役会で認めたときは、感謝の 意を表し、記念品をもって表彰する。

(自治会館の運営)

第21条 市野谷自治会館の管理運営については、市野谷自治会館使用規則によるものとする。

(会務)

第22条 会長は、会務執行に必要な事項又は、本規約に定めのない事項については、役員会に諮り了解 のもとに実施するものとする。

第6章 消防団員

第23条 流山市消防団第18分団の消防団員は、本会より選出する。

第24条 本会選出の消防団員に対し、年1万円の報労金を支給する。 平成16年4月1日現在の消防団員から適用する。

附則

1この規約は、令和3年4月1日から施行する。

2 従前の市野谷自治会規約は、令和3年3月31日をもって廃止とする。